

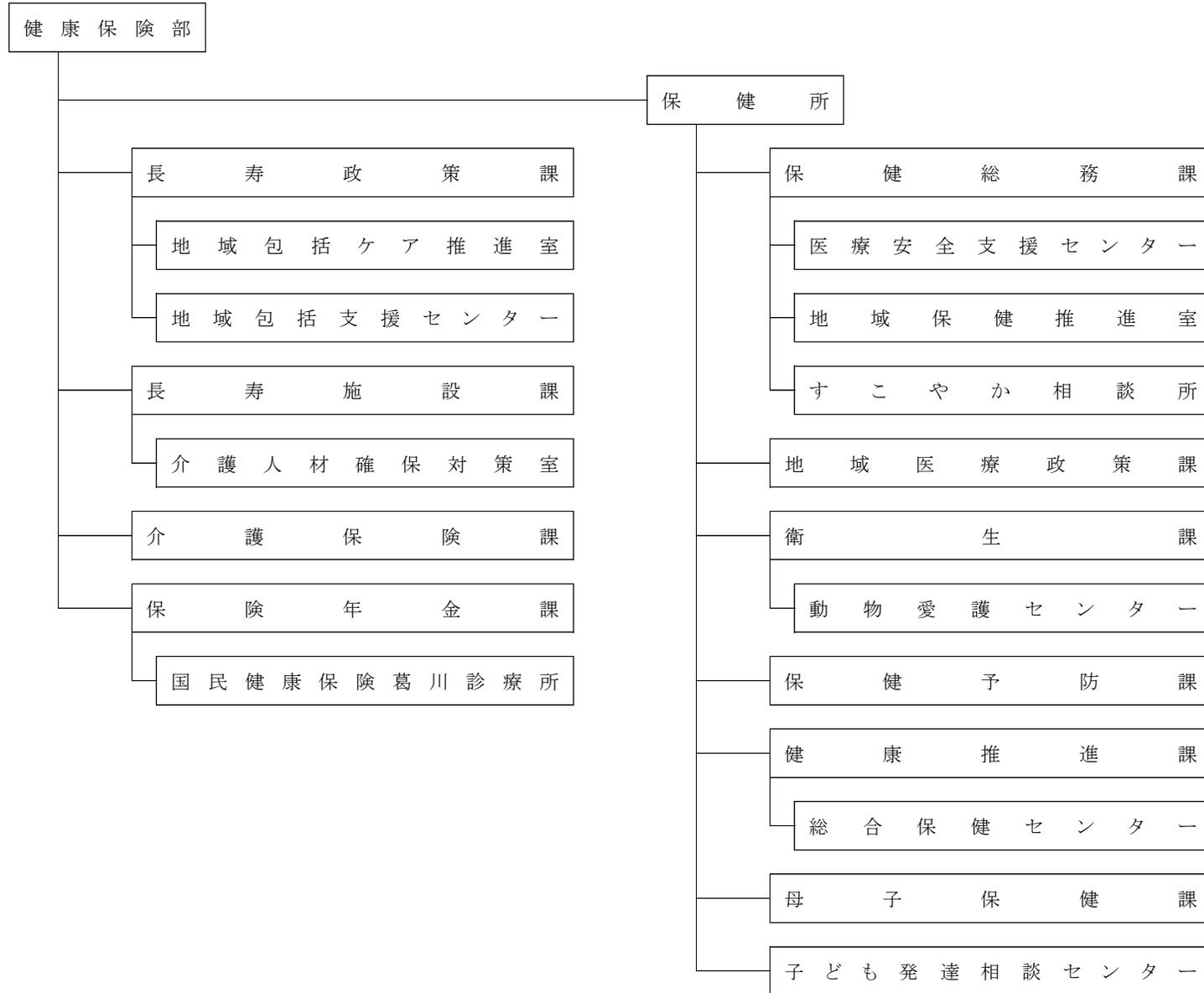
教育厚生常任委員会

説 明 資 料

令和 6 年 5 月
健康保険部

健康保険部機構図	3
長 寿 政 策 課	4
長 寿 施 設 課	15
介 護 保 険 課	20
保 険 年 金 課	24
保 健 総 務 課	31
地 域 医 療 政 策 課	38
衛 生 課	41
動物愛護センター	46
保 健 予 防 課	49
健 康 推 進 課	55
母 子 保 健 課	60
子ども発達相談センター	64

健康保険部機構図 (令和6年4月1日現在)



【長寿政策課】

1 課の事務概要

高齢企画係

- (1) 高齢者の支援に係る企画及びその推進に関する事。
- (2) 大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関する事。
- (3) 高齢者福祉計画に関する事。
- (4) 老人クラブ、シルバー人材センター等福祉団体の育成に関する事。
- (5) 敬老祝記念品に関する事。
- (6) 災害時要支援者対策に関する事。
- (7) 福祉有償運送に関する事。
- (8) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関する事。
- (9) 公印の保管に関する事。
- (10) 課及び地域包括ケア推進室の一般庶務に関する事。

高齢福祉係

- (1) 認知症施策に関する事。
- (2) 高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事。
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による措置及び負担金の徴収に関する事。

地域包括ケア推進室

- (1) 地域包括ケアシステムに関する事。
- (2) 地域包括支援センターの管理運営に関する事。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント並びに配食サービスに関する事。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業(長寿施設課の所管に属するものを除く。)に関する事。

- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域支援事業その他高齢者の福祉に資する事業に関する事
- (6) 高齢者の健康及び生きがい事業の推進に関する事
- (7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関する事

和邇地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(和邇及び小野地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事
- (5) 小松及び木戸地域における高齢者虐待の防止に関する事(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関する事

堅田地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(堅田、仰木、仰木の里及び仰木の里東地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事
- (5) 葛川、伊香立、真野及び真野北地域における高齢者虐待の防止に関する事(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関する事

比叡地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(雄琴、日吉台及び坂本地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事

- (5) 下阪本及び唐崎地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関すること。

中地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(藤尾、長等、逢坂及び中央地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 滋賀及び山中比叡平地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関すること。

膳所地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(平野及び膳所地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 富士見及び晴嵐地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関すること。

南地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関すること(石山及び南郷地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (5) 大石及び田上地域における高齢者虐待の防止に関すること(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関すること。

瀬田地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業に関する事(上田上、青山、瀬田及び瀬田南地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。
- (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する事。
- (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (5) 瀬田北及び瀬田東地域における高齢者虐待の防止に関する事(虐待への初期対応を除く。)
- (6) 公印の保管に関する事。

項 目	内 容															
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし															
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">1</td> <td style="width: 75%;">高齢者活動支援事業</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 高年齢者労働能力活用事業 シルバー人材センター運営費等補助金 等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">17,690 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 老人クラブ活動助成事業 老人クラブ活動補助金 等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">12,054 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 敬老事業 敬老祝状の贈呈 等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">7,954 千円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td>災害時要支援者対策事業 避難行動要支援者名簿管理システムハザードマップ更新 避難行動要支援者名簿登録者に対する地域提供同意の確認</td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">2,525 千円</td> </tr> </table>	1	高齢者活動支援事業			(1) 高年齢者労働能力活用事業 シルバー人材センター運営費等補助金 等	17,690 千円		(2) 老人クラブ活動助成事業 老人クラブ活動補助金 等	12,054 千円		(3) 敬老事業 敬老祝状の贈呈 等	7,954 千円	2	災害時要支援者対策事業 避難行動要支援者名簿管理システムハザードマップ更新 避難行動要支援者名簿登録者に対する地域提供同意の確認	2,525 千円
1	高齢者活動支援事業															
	(1) 高年齢者労働能力活用事業 シルバー人材センター運営費等補助金 等	17,690 千円														
	(2) 老人クラブ活動助成事業 老人クラブ活動補助金 等	12,054 千円														
	(3) 敬老事業 敬老祝状の贈呈 等	7,954 千円														
2	災害時要支援者対策事業 避難行動要支援者名簿管理システムハザードマップ更新 避難行動要支援者名簿登録者に対する地域提供同意の確認	2,525 千円														

	<p>3 成年後見制度利用支援事業（介護保険事業特別会計） 40,524 千円 成年後見人への報酬を支払うことが困難な方に対して、報酬の一部又は全部を補助する。</p> <p>4 老人保護措置事業 423,783 千円 養護老人ホーム措置者数（令和6年4月1日現在） 189人</p> <p>5 ショートステイ事業 2,200 千円 おおむね65歳以上の社会適応が困難なひとり暮らしの高齢者や、虐待を受けていて保護が必要な高齢者を、一時的に養護老人ホームに受け入れる。</p> <p>6 認知症施策に関する事業</p> <p>(1) 認知症施策推進事業（介護保険事業特別会計） 29,479 千円</p> <p>①認知症初期集中支援チームの設置 医療系職員1名（認知症地域支援推進員を兼務）、介護系職員3名（認知症地域支援推進員を兼務）を配置し、専門医に意見を聞きながら、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対する初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。</p> <p>②認知症地域支援推進員（認知症地域支援推進員）の配置 認知症専門職員を配置し、認知症疾患医療センター、介護事業所、民生委員等、医療・介護・地域との連携強化を図る（初期集中支援チーム員との兼任4名）。</p> <p>③医師によるもの忘れ相談事業 認知症に困っている本人や、家族、施設の職員等を対象に、医師があんしん長寿相談所、認知症カフェや各種イベント等で個別相談に応じる。</p>
--	--

④認知症カフェ事業

認知症の人やその家族をはじめ、地域の人や専門職が相互に情報を共有し、
お互いを理解し合える場の開設

(令和6年度 認知症カフェ10か所、若年性認知症カフェ1か所)

⑤大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に対して法
律上の損害賠償責任を負った場合において、これを補償するための個人賠償責
任保険を利用する事業(賠償額の上限:1億円。自己負担:なし)

(令和5年度末現在 登録者数 118人)

(2) 認知症サポーター養成事業(介護保険事業特別会計) 6,860千円

認知症サポーター養成講座の実施

地域住民をはじめ、事業所等幅広い層に対し養成講座を実施する。

(令和5年度末時点)

認知症サポーター養成数累計 26,564人

(うち企業・職域型認知症サポーター養成数 5,773人)

(3) 家族介護支援事業(介護保険事業特別会計) 3,508千円

①家族介護者を対象とした交流事業

・「男性介護者のつどい」

・「3日で学ぶ介護スキルアップ教室」の実施

②啓発活動

・「オレンジリングフォーラムおおつ」

大津市生涯学習センターにて多くの市民に認知症を啓発することを目的に
開催予定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症啓発ウィーク」 世界アルツハイマーデー（9/21）を含む 9/15～9/30 を認知症啓発ウィークと位置づけ、各種広報活動や講演会等を集中的に取り組む。 ③行方不明高齢者早期発見事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業」 認知症により行方不明となるおそれのある高齢者を事前に登録することで、行方不明になった時に協力者に対してメール配信し、情報提供を呼びかける事業 ・「行方不明高齢者GPS位置情報探知システム利用支援事業」 認知症の人が行方不明になった場合の早期発見に役立つGPS機器を貸与する事業 (4) 生活サポート事業（介護保険事業特別会計） 3,834 千円 認知症の人と関わる機会が多い金融機関、小売業者に対して、認知症に関する正しい知識だけでなく、適切な接遇ができるよう実践型の研修を実施することにより、認知症の人への対応力向上に取り組み、認知症の人が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする事業 7 介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援サービス事業（介護保険事業特別会計） <ul style="list-style-type: none"> ①総合事業サービス事業 868,612 千円 要支援1・2及び事業対象者のホームヘルプ・デイサービス事業 ②短期集中予防型サービス事業 5,190 千円 看護職やリハビリ専門職等による介護予防サービス事業
--	---

	<p>③配食サービス（総合事業型） 12,964 千円 65 歳以上の単身、高齢者世帯等で栄養改善が必要な高齢者や、障害や疾病により調理が困難で、見守りを必要とする高齢者のうち、要支援認定者又は総合事業対象者に対し、安全で栄養のバランスのとれた昼食（弁当）を自宅まで届け、高齢者の安否確認を行う。</p> <p>(2) 一般介護予防事業（介護保険事業特別会計）</p> <p>①介護予防活動支援事業 4,200 千円 地域で介護予防活動を行う団体に対する補助 月 1 回活動の場合 3 万円、週 1 回活動の場合 9 万円</p> <p>②介護予防フィットネス事業 2,150 千円 民間スポーツクラブ等を会場とした通所型事業 5 会場で各 10 回開催予定</p> <p>③地域リハビリテーション活動支援事業 1,356 千円 介護予防サポーター養成講座を実施 リハビリ専門職が住民主体の集いの場に出前講座を実施</p> <p>④介護予防普及啓発 300 千円 フレイル（心身の機能低下）を予防するための食をサポートするため、大学生に高齢者向けの高たんぱく質お惣菜レシピを作成してもらい、広く市民に周知・啓発を行う。</p> <p>8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 23,332 千円 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、健診・医療・介護データ等の一体的な分析を行い、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ホピュレーションアプローチ）を行う。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の普及啓発、高齢者の健康の把握、支援を目的とした「健康いきいき講座」の実施 ・民間企業と連携した「運動」を中心とした介護予防教室の開催 ・(モデル事業)多剤服用の副作用等(ポリファーマシー)による低栄養の予防事業 <p>9 地域包括支援センターの管理運営に関する事業</p> <p>(1) 地域包括支援センター活動推進事業 (介護保険事業特別会計) 430,378 千円 高齢者の総合相談、高齢者虐待対応及び権利擁護、包括的・継続的マネジメント、包括的支援事業の実施及びセンターの管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年8月 瀬田第三(青山)あんしん長寿相談所開所予定 ・令和4年6月から基幹型あんしん長寿相談所において、毎月第2土曜日及び第4日曜日に持ち回りの当番あんしん長寿相談所を開所し、窓口相談を実施している。 <p>(2) 地域包括支援センター運営事業 129,649 千円 要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成する。</p> <p>10 フレイル予防事業 5,181 千円 節目年齢にあたる65歳高齢者を対象に、フレイルを防ぎ、健康な生活を送る意識付けを行うため、介護予防パンフレットと併せて市で実施している一般介護予防事業一覧を配布して啓発する。あわせて、「運動体験」、「栄養講座」、「お口のチェック」、「はり、きゅう・マッサージ」、「低栄養予防ミールキット」から選べる無料体験チケットを同封して、フレイル予防を体験してもらう。</p>
--	---

	<p>11 生活支援事業費（介護保険事業特別会計） 32,166 千円 地域の支え合いの活動を発掘するほか、新たな支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を保健福祉ブロック毎に配置し、各地域特性に応じた高齢者の生活を支える仕組みづくりを推進する。その他、高齢者支援の担い手養成を行うとともに、地域のインフォーマルサービスを中心とした社会資源情報の見える化の推進等を図っていく。</p> <p>12 在宅サービス事業</p> <p>(1) 寝具丸洗いサービス事業 1,621 千円 寝たきりや認知症の高齢者の寝具を丸洗い乾燥する。（年 1 回）</p> <p>(2) 老人日常生活用具給付等事業 9,845 千円 ひとり暮らし高齢者等の安心・安全の確保のために日常生活用具を支給又は貸与する。 ・支給品目 電磁調理器、火災警報器 ・貸与品目 緊急通報装置</p> <p>(3) 小規模住宅改造経費助成事業 13,329 千円 ①小規模住宅改造経費助成事業 日常生活能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動等を容易にするために行う住宅改修経費の一部を助成する。 ②転倒予防のための屋内改修サービス事業 高齢者の転倒を予防するための手すり、段差改修等の屋内改修工事費用の一部を助成する。</p>
--	--

	<p>(4) 紙おむつ給付事業（介護保険事業特別会計） 81,286 千円 寝たきりや認知症のため、紙おむつを常用し在宅生活をしている高齢者に対して紙おむつ券を交付し、高齢者の衛生の向上や介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。</p> <p>(5) 配食サービス（任意事業型）（介護保険事業特別会計） 22,802 千円 65 歳以上の単身、高齢者世帯等で栄養改善が必要な高齢者や、障害や疾病により調理が困難で、見守りを必要とする高齢者（総合事業型の配食サービス対象者を除く。）に対し、安全で栄養のバランスのとれた昼食（弁当）を自宅まで届け、高齢者の安否確認を行う。</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 災害時避難行動要支援者名簿（地域提供用）の活用について 地域の名簿受入れに対する理解を促進し、確認書を交わした提供学区を拡充していく必要がある。 <現在の提供状況（令和6年4月1日現在）> 提供済 20 学区と 1 単位自治会 管理団体 学区の自主防災会、自治連合会、まちづくり協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 瀬田第三（青山）あんしん長寿相談所の開設について 5 月から 7 月の間、瀬田あんしん長寿相談所において研修、引継ぎを受けた後、8 月 1 日開所予定。青山学区内に相談所を開設するため、名称を「青山あんしん長寿相談所」とする。</p>

【長寿施設課】

1 課の事務概要

施設管理係

- (1) 老人福祉センター及び市立デイサービスセンターの指定管理者等による管理に関する事。
- (2) 老人憩の家の管理に関する事。
- (3) 老人健康広場の管理に関する事。
- (4) 軽費老人ホーム事務費運営補助に関する事。
- (5) 社会福祉法人大津市社会福祉事業団との連絡調整に関する事。
- (6) 課及び介護人材確保対策室の一般庶務に関する事。

施設整備係

- (1) 民間の介護保険施設等の整備に関する事。
- (2) 有料老人ホームの届出に関する事。
- (3) 介護保険施設等整備等補助に関する事。
- (4) 大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に関する事。

事業所係

- (1) 指定居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護老人福祉施設の指定等に関する事。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する事。
- (3) 老人福祉施設の認可及び届出に関する事。

介護人材確保対策室

- (1) 介護人材の確保に係る施策の推進に関する事。
- (2) 大津市介護人材確保連携会議に関する事。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 高齢者施設管理・運営事業</p> <p>(1) 老人福祉センター運営事業 128,390 千円 はぴすこ（老人福祉センター）5 か所の指定管理委託料 等</p> <p>(2) 老人福祉センター施設整備事業 60,709 千円 南、東はぴすこ（老人福祉センター）の機能充実に伴う設計・工事 等 令和 6 年度から令和 10 年度にかけて中、南、東、北、木戸の順に入浴事業とデイサービス事業を順次廃止し、シャワールーム及びトレーニングルームを設置する。令和 6 年度は東はぴすこの工事設計及び南はぴすこの改修工事を実施する。令和 7 年 4 月 1 日に南はぴすこは機能充実に伴うリニューアルオープン予定。</p> <p>(3) 高齢者健康生きがい施設管理事業 17,061 千円 老人憩の家 4 か所、健康広場 5 か所等の施設管理</p> <p>(4) 老人デイサービス運営委託事業 39,014 千円 通所介護事業所の運営 シルバーハウジング生活援助員の派遣 等</p> <p>2 介護保険事業計画推進事業 330 千円 第 9 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき「地域密着型サービス」の整備事業者の公募を行う。 なお、介護老人福祉施設等の入所・居住系施設サービスについては、新たな整備は行わず、既存施設の改築（危険区域の移転を含む）等を支援する制度設計を行う。</p>

公募の選考や制度設計については、大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に諮る。

○令和6年度公募対象事業

地域密着型サービス	整備数／人数
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	2か所／24人
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4ユニット（2か所） ／36人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所
共用型認知症対応型通所介護	既存施設からの転換 等を審議の上認める
看護小規模多機能型居宅介護	

3 介護保険施設整備補助事業 168,000千円（繰越明許費）

第8期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の整備目標に基づき採択した介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、整備する法人に対し、施設の開設時に必要な経費を補助する。

- ・特別養護老人ホーム 1か所*

※令和5年度に開設予定であったが、隣接道路の損傷に伴う工事中断等により、開設が令和6年7月1日（予定）に延期となった。

	<p>4 介護サービス事業所管理事業 801 千円</p> <p>市内の介護サービス事業所の指定（新規・更新）に係る審査や事業所の各変更届等の受理、処遇改善加算等の審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数 695 事業所 ・処理件数 新規指定・指定更新 215 件 変更届 709 件 <p style="text-align: center;">（令和6年3月31日現在）</p> <p>5 介護人材確保対策事業 20,893 千円</p> <p>介護の仕事の社会的重要性や魅力の発信、市内の介護サービス事業所に就業する人の増加、定着のための機会創出や事業所の育成に資する事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市介護人材確保連携会議 ・おおつ介護フェスタ ・介護事業者による中学校向け出前講座 ・大津市介護人材確保 総合情報サイト ・おおつ介護人材確保総合補助金 ・おおつ介護に関する入門的研修 ・介護事業者との交流会 ・おおつ介護事業所オンラインセミナー ・業務改善等コーディネーター派遣事業
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>

<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 介護人材確保に向けた施策の推進について</p> <p>介護サービス事業所等で働く介護人材の確保は全国的な課題であり、国の試算によれば、令和7年度には、国全体で約32万人の介護職員が不足すると推計されている。</p> <p>本市では、第8期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に介護人材の確保を初めて位置づけ、国や県と役割分担をしながら、令和3年度から市独自の介護人材確保対策事業を実施してきた。</p> <p>第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画においても、介護人材の確保を重要な施策として位置づけ、令和6年度は、これまでの事業を継続・拡充するとともに、新たな取組として、介護の入門的研修の受講生などを対象に、介護現場で働いている方との交流により、介護現場への就職につなげることを目的に「介護事業者との交流会」を開催するなど、介護人材の更なる確保に向けた取組を推進していく。</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>

【介護保険課】

1 課の事務概要

認定審査係

- (1) 要介護認定に関すること。
- (2) 訪問調査及び主治医意見書に関すること。
- (3) 介護認定審査会の運営に関すること。
- (4) 訪問調査員の指導及び育成に関すること。
- (5) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (6) 受給資格証明書に関すること。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストに関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 課の一般庶務に関すること。

給付係

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護給付費の適正化に関すること。
- (3) 介護保険の給付に関すること。
- (4) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (5) 介護サービス諸費の審査及び支払に関すること。
- (6) 高額介護サービス費の貸付に関すること。
- (7) 第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。
- (8) 介護保険の事業報告及び統計に関すること。
- (9) 利用者負担の軽減に関すること。
- (10) 介護保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。

賦課収納係

- (1) 介護保険料の賦課及び調定に関すること。
- (2) 介護保険料の決定・変更通知書及び納付書の発行に関すること。
- (3) 介護保険料の収納に関すること。
- (4) 介護保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。
- (5) 介護保険被保険者の資格に関すること。
- (6) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (7) 資格者証に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 低所得者対策事業 1,326 千円 低所得で生計が困難である利用者に対して、介護保険サービスの利用者負担を軽減した社会福祉法人等を対象に、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 介護保険事業 31,982,000 千円 保険者として介護保険制度を円滑に実施するため、資格管理や保険料賦課、認定審査、保険給付などの事務事業を推進する。 (令和6年3月分介護保険事業状況報告より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者数 95,275 人 ・ うち要支援・要介護認定者数 19,095 人 (認定率 20.04%)

	<table> <tbody> <tr> <td>(1) 保険給付費</td> <td>29,525,224 千円</td> </tr> <tr> <td>①介護サービス諸費</td> <td>27,210,782 千円</td> </tr> <tr> <td>②介護予防サービス諸費</td> <td>895,200 千円</td> </tr> <tr> <td>③高額介護(予防)サービス費等</td> <td>853,070 千円</td> </tr> <tr> <td>④特定入所者介護(予防)サービス費等</td> <td>530,677 千円</td> </tr> <tr> <td>⑤その他諸費(審査支払手数料)</td> <td>35,495 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域支援事業(長寿政策課、保健所他所管事業分)</td> <td>1,797,696 千円</td> </tr> <tr> <td>①介護予防・生活支援サービス総合事業</td> <td>1,031,461 千円</td> </tr> <tr> <td>②包括的支援事業</td> <td>597,879 千円</td> </tr> <tr> <td>③任意事業</td> <td>168,356 千円</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>659,080 千円</td> </tr> <tr> <td>①職員給与費、管理運営事業費等</td> <td>216,296 千円</td> </tr> <tr> <td>②訪問調査、認定審査会及び保険料賦課等</td> <td>442,784 千円</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 保険給付費	29,525,224 千円	①介護サービス諸費	27,210,782 千円	②介護予防サービス諸費	895,200 千円	③高額介護(予防)サービス費等	853,070 千円	④特定入所者介護(予防)サービス費等	530,677 千円	⑤その他諸費(審査支払手数料)	35,495 千円	(2) 地域支援事業(長寿政策課、保健所他所管事業分)	1,797,696 千円	①介護予防・生活支援サービス総合事業	1,031,461 千円	②包括的支援事業	597,879 千円	③任意事業	168,356 千円	(3) その他	659,080 千円	①職員給与費、管理運営事業費等	216,296 千円	②訪問調査、認定審査会及び保険料賦課等	442,784 千円
(1) 保険給付費	29,525,224 千円																										
①介護サービス諸費	27,210,782 千円																										
②介護予防サービス諸費	895,200 千円																										
③高額介護(予防)サービス費等	853,070 千円																										
④特定入所者介護(予防)サービス費等	530,677 千円																										
⑤その他諸費(審査支払手数料)	35,495 千円																										
(2) 地域支援事業(長寿政策課、保健所他所管事業分)	1,797,696 千円																										
①介護予防・生活支援サービス総合事業	1,031,461 千円																										
②包括的支援事業	597,879 千円																										
③任意事業	168,356 千円																										
(3) その他	659,080 千円																										
①職員給与費、管理運営事業費等	216,296 千円																										
②訪問調査、認定審査会及び保険料賦課等	442,784 千円																										
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>																										

<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 指定取消事業所に係る介護給付費の返還について 令和3年7月30日付で人員基準違反及び不正の手段による指定を処分理由として、指定居宅サービス事業所の指定取消処分をした。 当該事業所に対し支給した介護給付費及び加算金の返還を求めるも小額の任意納付だけであったため、本市を含めた3市町が債権者として財産調査を行い預金の差押えを実施した。令和4年12月5日付けで同事業者の破産手続開始等の通知書が発出され管財人において資産状況等の調査が行われており、定期的に開催される財産状況報告集会に出席し状況把握に努めている。</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>

【保険年金課】

1 課の事務概要

管理賦課係

- (1) 国民健康保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。
- (2) 諸証明の発行に関すること。
- (3) 国民健康保険の趣旨の普及に関すること。
- (4) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- (5) 大津市国民健康保険診療所に関すること。
- (6) 国民健康保険料の賦課及び調整に関すること。
- (7) 国民健康保険料決定通知書、変更通知書及び納付書の発行に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

資格給付係

- (1) 国民健康保険の給付に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (4) 療養諸費の審査、支払等に関すること。
- (5) 国民健康保険の医療費の適正化に関すること。
- (6) 国民健康保険高額療養費の貸付に関すること。
- (7) 第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。
- (8) 国民健康保険の事業報告及び統計に関すること。

収納係

- (1) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (2) 国民健康保険料の還付金に関する事。
- (3) 国民健康保険料の督促及び滞納整理に関する事。
- (4) 国民健康保険料徴収業務の収納課への移管に関する事。

医療助成係

- (1) 福祉医療費の助成に関する事。
- (2) 福祉医療費の助成対象者の資格に関する事。
- (3) 老人福祉医療費受給券及び福祉医療費受給券の交付及び更新に関する事。
- (4) 福祉医療費の審査、支払等に関する事。
- (5) 保険者及び医療機関との連絡調整に関する事。
- (6) 福祉医療費受給者の高額療養費返還請求に関する事。
- (7) 福祉医療費助成の事業報告及び統計に関する事。

年金係

- (1) 国民年金被保険者の資格管理に関する事。
- (2) 国民年金諸届の受理及び報告に関する事。
- (3) 国民年金の給付に係る事務に関する事。
- (4) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関する事。
- (5) 国民年金の趣旨の普及に関する事。
- (6) その他国民年金に関する事。
- (7) 在日外国人老齢福祉金及び在日外国人障害福祉金の給付に関する事。

高齢者医療係

- (1) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関する事。
- (2) 後期高齢者医療の被保険者証の引渡し及び返還の受付に関する事。
- (3) 後期高齢者医療の被保険者資格証明書の引渡しに関する事。
- (4) 後期高齢者医療保険料の徴収及び還付に関する事。
- (5) 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納整理に関する事。
- (6) 滋賀県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。
- (7) 後期高齢者医療の啓発に関する事。
- (8) 後期高齢者医療の保健事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関する事。
- (9) 後期高齢者医療の事業報告及び調査統計に関する事。
- (10) 後期高齢者医療事業特別会計予算の編成及び執行に関する事。
- (11) 後期高齢者医療保険料徴収業務の収納課への移管に関する事。

国民健康保険葛川診療所

- (1) 診療に関する事。
- (2) 診療所施設の維持管理に関する事。

項目	内容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし

<p>3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 国民健康保険事業 33,281,000 千円【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】</p> <p>(1) 資格の適正化 居所不明者の実態把握を行なうことにより、住民基本台帳所管課と連携を図りながら資格喪失処理に努める。 日本年金機構や滋賀県国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、資格喪失届出勧奨及び職権喪失処理等により、適正な資格管理に努める。</p> <p>(2) 保険料収入の確保 保険料について、被保険者の公平性の観点から未納者に対して督促状や催告書の送付、夜間を含めた納付督促と訪問を実施する。また、長期滞納世帯に対して交付する短期被保険者証等については、事前通知を送付して個々の実情の把握に努め、きめ細かな納付相談を行える機会としている。 なお、令和4年10月から被保険者の利便性向上と収納率向上を図るため、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスを導入している。</p> <p>(3) 医療費の適正化 レセプト点検、医療費通知、後発医薬品差額通知の発送を実施し、医療費の適正化を図る。</p> <p>2 葛川診療所管理運営事業 9,700 千円【国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）】 医療の公平受益という見地から、山間部である葛川地域に直営診療所を設置し地域住民の健康増進と医療の確保に努める。 診療日 週1日(毎週火曜日9時から12時)</p>
----------------------------------	---

- 3 福祉医療費助成事業 2,610,422 千円【一般会計】
 65歳～74歳の低所得老人、障害者・母子家庭・父子家庭・ひとり暮らし寡婦・重度障害者等の社会的弱者や乳幼児及び小学校1年生以上から高校生世代までの子どもを対象とした医療費の助成を実施し、保健の向上と福祉の増進を図る。
- 4 国民年金事業 36,564 千円【一般会計】
 国民年金の資格取得届、免除申請書等の受理、年金相談等窓口業務を中心に市民の老後生活の安心と福祉の向上につながる年金受給権を確保するため、年金制度の周知及び各種手続きの適正な案内に努める。
 また、将来の無年金・低年金対策として、国民年金保険料の免除・猶予制度のPRや窓口相談について、日本年金機構と連携し推進していく。
- 5 後期高齢者医療事業 5,829,000 千円【後期高齢者医療事業特別会計】
 3,972,586 千円【一般会計】
 後期高齢者医療制度は、被保険者の大幅な増加と医療費の増大が見込まれる中、保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、制度の適正な運用に努める。
 保険料率は2年に1度見直しが行われ、第9期（令和6年度・7年度）保険料率については、令和6年2月14日付けで条例が公布された。
- ・ 第9期保険料率
 - 所得割率 9.56%
 - 均等割額 48,604 円
 - 一人あたり平均保険料（年額） 81,782 円

<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 第3期滋賀県国民健康保険運営方針に基づいた国民健康保険の運営について 令和5年度に令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とする第3期滋賀県国民健康保険運営方針が策定された。 第3期滋賀県国民健康保険運営方針では、県内の保険料水準について、原則、令和9年度の統一を目指す（移行期間：令和11年度まで）とされたため、令和9年度の保険料水準の統一に向け、滋賀県や県内の市町と連携し、これらの実現に向けた取組を行う。</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 子ども医療費助成の制度拡充について 令和6年4月診療分から、子ども医療費の助成対象年齢をこれまでの中学校3年生までから高校生世代までに拡充した。</p> <p>2 令和6年度の国民健康保険の保険料について 滋賀県が算定し公表した令和6年度の標準保険料率では、所得250万円、40歳の夫婦と子ども1人世帯の保険料は、令和5年度に本市が賦課した保険料と比較して10.51%増の456,454円であったが、本市が賦課する令和6年度の保険料については、国民健康保険事業の運営に関する協議会における審議等を踏まえ、大津市国民健康保険条例に基づき決定する。（告示予定日：令和6年6月1日）</p>

3 保険証廃止について

保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法が令和5年6月9日に公布され、保険証廃止の施行期日が令和6年12月2日と政令で定められた。

これに伴い、現行の保険証は令和6年12月1日まで交付し、令和6年12月2日以降は国の方針に基づき、マイナ保険証を保有していない被保険者に「資格確認書」を、マイナ保険証を保有している被保険者に「資格情報のお知らせ」を新たに交付するよう準備を進める。

【保健総務課】

1 課の事務概要

総務係

- (1) 健康危機管理の総括に関する事。
- (2) 看護学校に対する運営事業補助に関する事。
- (3) 大津市保健所運営協議会に関する事。
- (4) 保健所衛生委員会に関する事。
- (5) 保健衛生統計調査及び医療統計調査に関する事。
- (6) 献血に関する事。
- (7) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する事。
- (8) 公印の保管に関する事。
- (9) 庁舎の維持管理に関する事。
- (10) 公用車の管理に関する事。
- (11) 課、地域保健推進室及び医療安全支援センターの一般庶務に関する事。

医事薬事係

- (1) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出並びに監視指導に関する事。
- (2) 医薬品等の販売等の許可及び届出並びに監視指導に関する事。
- (3) あん摩マッサージ指圧師等の届出及び監視指導に関する事。
- (4) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関する事。
- (5) 衛生検査所に関する事。
- (6) 医療従事者の免許に関する事。
- (7) 麻薬及び向精神薬の免許申請等に関する事。
- (8) 医療機能情報及び病院報告に関する事。
- (9) 医療安全に関する事。

医療安全支援センター

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の13第1項各号に掲げる事務に関する事。

地域保健推進室

- (1) 地域保健に係る施策の総合的な企画、調査及び研究に関する事。
- (2) 地域保健事業の実施に関する事(すこやか相談所の分掌事務に属するものを除く。)
- (3) 大津市保健医療基本計画及び健康おおつ21に関する事。

和邇すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関する事(小松、木戸、和邇及び小野地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関する事。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関する事。

堅田すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関する事(葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里及び仰木の里東地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関する事。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関する事。

比叡すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関する事(雄琴、坂本、日吉台、下阪本及び唐崎地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関する事。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関する事。

中すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂及び中央地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

膳所すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(平野、膳所、富士見及び晴嵐地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

南すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(石山、南郷、田上及び大石地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

瀬田すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること(上田上、青山、瀬田、瀬田北、瀬田南及び瀬田東地域に限る。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	<p>1 第4期大津市保健医療基本計画策定に関する市民意識調査 市内在住の満20歳以上の男女を対象に「健康づくり」「母子保健」「高齢者支援」「感染症対策」「生活衛生」「医療体制」「難病支援」「精神保健」「保健・医療に関する意見」についての意識調査を実施し、1,534件の回答を得た。(有効回収率43.8%) 調査結果については、おおつ保健医療プラン2019(第3期大津市保健医療基本計画)の評価資料とするとともに、第4期計画を策定するための基礎資料として活用する。</p>
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 保健所運営事業</p> <p>(1) 保健所運営事業 39,602 千円</p> <p>① おおつ保健医療プラン2019の推進及び次期計画の策定</p> <p>② 保健所2階旧運動実践室の改修工事(相談室等に改修)</p> <p>③ 保健所施設の維持管理</p> <p>2 総合保健対策事業</p> <p>(1) 健康危機管理体制整備事業 2,937 千円</p> <p>① 災害対策備品、備蓄医薬品の維持管理</p> <p>② 健康危機管理に係る訓練参加</p> <p>③ 救護活動等用資材の備蓄</p> <p>④ 健康危機管理対策協議会・専門部会の運営</p> <p>(2) 総合保健対策事業 7,589 千円</p> <p>① 市内看護師養成学校への支援</p> <p>② 地域・職域連携推進会議の運営</p> <p>③ 献血及び骨髄等移植の促進</p>

	<p>(3) 健康おおつ 21 推進事業 211 千円</p> <p>①健康おおつ 21 推進会議の開催</p> <p>②「健康おおつ 21 応援団事業」の推進</p> <p>3 医務薬務等指導事業</p> <p>(1) 医療監視事業 473 千円</p> <p>①医療機関（病院・有床診療所）の立入検査の実施</p> <p>②医療安全支援センターによる医療に関する苦情・相談等への対応、関係者への指導・助言、情報提供</p> <p>③施術所に対する監視指導</p> <p>④医療関係者免許等の申請書受付、県への経由、免許証の交付</p> <p>⑤医療機関に関する法定統計事務の諸調査の実施</p> <p>(2) 薬事指導事業 328 千円</p> <p>①薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業に対する監視指導、医薬品の収去検査</p> <p>②健康食品（無承認無許可医薬品）の買上検査の実施</p> <p>③麻薬施用者免許等の申請書受付、県への経由</p> <p>(3) 毒物劇物指導事業 30 千円</p> <p>①毒物劇物販売業者等に対する監視指導</p> <p>②警察との協力による危険物運搬車両に対する取締</p> <p>4 衛生統計調査事業</p> <p>(1) 衛生統計調査事業 1,074 千円</p> <p>①厚生労働省の委託を受け、保健衛生に関する各種調査の実施</p> <p>②医療機関、医療従事者に関する法定統計事務の諸調査の実施</p>
--	--

	<p>5 すこやか相談所管理運営事業</p> <p>(1) すこやか相談所運営事業 46,305千円</p> <p>①市内7か所のすこやか相談所への保健師の配置等、地域保健活動の充実</p> <p>②旧比叡すこやか相談所の解体工事に係る実施設計</p> <p>③すこやか相談所の維持管理</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>1 第4期大津市保健医療基本計画（令和6年12月実施予定）</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 市民の健康危機に対する保健所の対応体制の整備について 自然災害だけではなく、新たな感染症の流行が拡大した場合の対応も含め、県や医療機関、大津市三師会等の関係団体との平時からの情報共有などによる連携強化を図るとともに、災害対応備品の配備、医薬品・衛生材料の備蓄などの健康危機管理体制を整えておく必要がある。</p> <p>2 新たな感染症への即応体制の構築について 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、令和5年度に大津市感染症予防計画（保健予防課）、大津市保健所健康危機対処計画（保健総務課）を策定した。今後、新たな感染症危機への即応体制の構築には、即戦力となる人材の育成が課題であることから、保健予防課と連携し、令和6年5月末に感染症業務支援隊を発足予定である。</p>

<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 第4期大津市保健医療基本計画の策定について 第3期計画が令和6年度に終期を迎えることから、令和7年度から令和12年度を計画期間とする次期計画を策定する。 なお、策定にあたっては、庁内作業部会を設置して関係所属と連携するとともに、大津市保健所運営協議会専門部会において専門的立場からの幅広い意見を聴取し、計画に反映させる。</p>
-----------------------------	---

【地域医療政策課】

1 課の事務概要

- (1) 地域医療施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院との連絡調整に関すること。
- (3) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。
- (4) 救急医療に関すること。
- (5) 在宅医療に関すること。
- (6) 地域リハビリテーションの支援に関すること。
- (7) 公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (8) 地域の保健医療に係る各種団体等に対する補助に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 地域医療確保支援事業 (1) 地域医療推進事業 31,488 千円 ①訪問診療及び訪問看護の体制強化 ②相談支援拠点の機能強化（拠点型訪問看護ステーション） ③三師会公衆衛生活動事業への支援

	<p>(2) 医療確保対策事業 124,417 千円</p> <p>①夜間及び休日、地域に必要な医療体制（後方医療、小児救急医療、公的病院等運営、私的二次救急医療）の確保等を図るための財政支援</p> <p>②地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会の運営（令和5年度業務実績評価、第2期中期目標期間の業務実績に関する見込評価、第3期中期目標の策定、第3期中期計画の認可など）</p> <p>③地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期目標の策定及びこれに沿って法人が作成する第3期中期計画の認可</p> <p>2 地方独立行政法人市立大津市民病院運営支援等事業</p> <p>(1) 市立大津市民病院運営費負担金 1,653,536 千円</p> <p>①地方独立行政法人法第85条第1項に規定する設立団体が負担すべき経費（法人の事業の経営をもって充てることが適当でない経費など）について、総務省からの通知に基づく運営費負担金等を支出し、地域医療の確保を図る。</p> <p>(2) 病院事業債管理特別会計の管理 1,962,705 千円</p> <p>①移行前地方債（病院事業債）の債務の償還（支出）</p> <p>②地方独立行政法人市立大津市民病院への長期貸付（支出）及びこれに充てる貸付事業債の借入（収入）</p> <p>③移行前地方債及び貸付事業債の債務に充てるべき地方独立行政法人市立大津市民病院からの収入</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>1 地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期目標(令和6年9月実施予定)</p>

<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期目標の策定などについて 地方独立行政法人市立大津市民病院が地域の中核病院としての役割を果たし、地域医療を充実させるために、第2期中期目標期間の業務実績に関する見込評価を実施し、第3期中期目標を策定する。また、これに沿って法人が作成する第3期中期計画を認可する。加えて、設立団体として法人の経営状況について確認し、市議会へ報告する。これらの用務に関して、附属機関である地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会から専門的見地による意見等を聴き、法人の安全・安心な経営の実現を目指す。</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 在宅医療提供体制の強化について 超高齢社会の進展に伴い、在宅医療・看取りへの対応のために、訪問診療体制と訪問看護体制の整備を進め、在宅医療提供体制の強化を図る。</p> <p>2 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会の開催について 地方独立行政法人市立大津市民病院の第2期中期目標期間の業務実績に関する見込評価、第3期中期目標の策定及び第3期中期計画の認可等を行うため、評価委員会を開催（5回予定）する。</p>

【衛生課】

1 課の事務概要

生活衛生係

- (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関する事。
- (2) 温泉の利用の許可に関する事。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (4) 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生に関する事。
- (5) 生活衛生に係る啓発に関する事。
- (6) 衛生営業施設総合管理システムに関する事。
- (7) 一般公衆浴場運営補助金に関する事。
- (8) 衛生害虫の相談に関する事。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- (10) 狂犬病予防注射済票の交付に関する事。
- (11) 飼い犬の鑑札の交付に関する事。
- (12) 課の一般庶務に関する事。

食品指導係

- (1) 食品衛生関係施設の営業許可等及び監視指導に関する事。
- (2) 食品の表示（健康の保護を図るためのものに限る。）に関する事。
- (3) 食中毒及び不良食品の調査指導に関する事。
- (4) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関する事。
- (5) と畜場及び化製場等（動物の飼養又は収容のための施設を除く。）に関する事。
- (6) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事。
- (7) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関する事。
- (8) 食品衛生関係功労者等の表彰に関する事。

食の安全推進係

- (1) 食の安全・安心に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 食育推進の総括に関すること。
- (3) 食の安全・安心に係る啓発に関すること。
- (4) 特定給食施設の届出及び監視指導に関すること。
- (5) 食品の表示（健康の増進を図るためのものに限る。）に関すること。
- (6) 専門的栄養指導に関すること。

試験検査係

- (1) 国等の試験研究機関との調整に関すること。
- (2) 食品等の試験検査に関すること。
- (3) 感染症に係る試験検査に関すること。
- (4) 水質汚濁等環境に係る試験検査に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	1 生活衛生事業 (1) 生活衛生監視指導事業 551 千円 ①生活衛生関係営業施設の許可及び届出事務並びに施設等の計画的な監視指導の実施

	<p>(2) 衛生総務事業 50,013 千円</p> <p>①生活衛生関係営業施設等の申請及び監視指導情報等を一元管理している既存システムの機器及びソフトウェアの老朽化に伴い、業務の効率化、情報セキュリティの強化等が図られるWEBアプリケーション型システム新規導入の実施</p> <p>2 公衆浴場運営補助事業 5,100 千円</p> <p>(1) 一般公衆浴場の経営安定化や衛生環境整備の推進による利用促進を図るため、事業者に対する補助金の交付</p> <p>3 食品衛生事業</p> <p>(1) 食品衛生監視指導事業 2,078 千円</p> <p>①食品衛生関係施設の許可及び届出事務並びに施設等の計画的な監視指導の実施</p> <p>(2) 食品衛生自主管理推進事業 1,457 千円</p> <p>①食品の衛生管理システムの国際標準であるHACCP（ハサップ）（危害分析・重要管理点方式）の制度化に対応するため、食品事業者に対する導入指導及び実施状況の確認</p> <p>②食品関係事業者を対象とした講習会等の開催、相談指導及び食品衛生推進員による巡回指導の実施</p> <p>③大津市HACCP適合証明取得支援事業（相談対応、セミナー等）の実施</p> <p>4 衛生啓発推進事業</p> <p>(1) 生活衛生啓発事業 139 千円</p> <p>①生活衛生関係事業者を対象とした講習会等の開催や自主衛生管理の向上に向けた啓発事業の実施</p>
--	---

	(2) 食品衛生啓発事業	936 千円
	①食の安全性についてのリスクコミュニケーションの充実を図ることを目的に 大学との官学協働による食の安全・安心シンポジウムの実施	
	②市民・事業者向けの食中毒予防啓発活動の実施及び講習会等の開催	
	5 食環境整備事業	3,661 千円
	(1) 健康おおつ 21 (第 3 次計画)・第 4 次大津市食育推進計画 (令和 6 年～令和 17 年) の推進のため、進捗管理やネットワーク会議の開催、食育講座等の啓発 活動の実施	
	(2) 特定給食施設及び多数給食施設に対する計画的な栄養指導の実施	
	(3) 国民健康・栄養調査 (国の委託事業) の実施	
	6 試験検査事業	
	(1) 検査施設管理運営事業	37,522 千円
	①行政検査業務に必要な機器類等の管理運営	
	(2) 衛生検査事業	11,133 千円
	①食品の検査及び食中毒や感染症等の原因究明、拡大防止のための検査の実施	
	(3) 環境検査事業	1,396 千円
	①排水等の検査及び公共用水域等の水質検査等の実施	

<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」における衛生対策について 令和7年に開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」における衛生対策について万全を期すために、大津市実行委員会等と連携を図りながら、当該大会に関連する宿泊施設・弁当調製施設等に対して、重点的な監視指導を行っていく。</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 公衆浴場衛生強化推進事業費補助金について 公衆浴場の利用促進を図ることを目的に、安全・安心な公衆浴場の環境整備を推進するため、令和6年度から新たに「公衆浴場衛生強化推進事業費補助金」交付事業を実施する。</p>

【動物愛護センター】

1 課の事務概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (2) 第1種動物取扱業の登録に関すること。
- (3) 特定動物の飼養許可に関すること。
- (4) 動物の飼養又は収容のための施設に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 飼い犬の登録に関すること。
- (7) 滋賀県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。
- (8) 防疫に係る消毒に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 動物愛護センターの庶務に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし

<p>3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 動物愛護管理事業</p> <p>(1) 動物愛護管理事業 7,869 千円</p> <p>①許可及び届出事務並びに監視指導業務、動物愛護や適正飼育の啓発、犬・猫の引取、保護等に関する業務を実施</p> <p>②動物愛護啓発</p> <p>③犬猫多頭飼育対策事業補助金</p> <p>④ミルクボランティア</p> <p>(2) 地域猫活動支援事業 252 千円</p> <p>①「地域猫活動」の普及啓発や不妊手術等を実施</p> <p>(3) 動物愛護センター管理運営事業 3,030 千円</p> <p>①施設の維持管理を実施</p> <p>(4) 動物愛護センター施設改修事業 15,631 千円</p> <p>①空調設備改修工事を実施</p> <p>2 狂犬病予防事業 8,746 千円</p> <p>(1) 狂犬病予防注射及び飼犬登録事務の業務を実施</p> <p>3 防疫衛生事業 45 千円</p> <p>(1) 感染症及び災害発生時の防疫業務を実施</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの	1 致死処分ゼロを目指した、犬猫の引取数の減少、返還譲渡率の向上																																																																													
6 その他、特に報告すべきと思われるもの	1 犬猫の引取等の状況について 【犬】 (単位：件) <table border="1" data-bbox="734 384 2056 818"> <thead> <tr> <th></th> <th>引取</th> <th>返還</th> <th>譲渡</th> <th>致死処分</th> <th>苦情・相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>23</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> 【猫】 (単位：件) <table border="1" data-bbox="734 917 2056 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>引取</th> <th>返還</th> <th>譲渡</th> <th>致死処分</th> <th>苦情・相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>48</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>							引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談	令和元年度	21	13	4	1	66	令和2年度	23	11	9	3	70	令和3年度	26	19	6	3	60	令和4年度	27	23	5	1	67	令和5年度	23	18	1	3	73		引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談	令和元年度	21	0	12	10	54	令和2年度	48	0	24	24	54	令和3年度	46	0	21	24	41	令和4年度	19	0	7	13	33	令和5年度	26	1	16	9	54
	引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談																																																																									
令和元年度	21	13	4	1	66																																																																									
令和2年度	23	11	9	3	70																																																																									
令和3年度	26	19	6	3	60																																																																									
令和4年度	27	23	5	1	67																																																																									
令和5年度	23	18	1	3	73																																																																									
	引取	返還	譲渡	致死処分	苦情・相談																																																																									
令和元年度	21	0	12	10	54																																																																									
令和2年度	48	0	24	24	54																																																																									
令和3年度	46	0	21	24	41																																																																									
令和4年度	19	0	7	13	33																																																																									
令和5年度	26	1	16	9	54																																																																									

【保健予防課】

1 課の事務概要

管理係

- (1) 指定難病の患者に対する特定医療費の支給に関すること。
- (2) 難病関係団体の支援に関すること。
- (3) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (4) アスベスト被害の救済に関すること。
- (5) 精神保健福祉関係団体への支援に関すること。
- (6) 課の一般庶務に関すること。

感染症対策係

- (1) 感染症の発生時対応に関すること。
- (2) 感染症対策に関すること。
- (3) 特定感染症対策に関すること。
- (4) 感染症発生動向調査に関すること。
- (5) 結核の予防対策及び発生時対応に関すること。

予防接種係

- (1) 予防接種に関すること。

精神・難病支援係

- (1) 地域精神保健福祉活動に関すること。
- (2) 精神保健福祉の啓発及び研修に関すること。
- (3) 自殺対策に関すること。
- (4) 難病支援に関すること。
- (5) 精神医療に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 感染症予防対策事業</p> <p>(1) 感染症予防事業 23,245 千円</p> <p>①大津市感染症予防計画に基づいた検査・移送・人員体制の整備と訓練の実施</p> <p>②感染症発生動向調査（患者定点・病原体定点）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生届出状況 <ul style="list-style-type: none"> 3 類感染症 3 件（令和 5 年 1 月～12 月） 4 類感染症 8 件（令和 5 年 1 月～12 月） ・ 集団発生件数（令和 5 年度） <ul style="list-style-type: none"> 感染性胃腸炎 64 件 インフルエンザ 1 件 水痘 1 件 新型コロナウイルス感染症 38 件 <p>③患者の療養支援や疫学調査、接触者健診、保健指導の実施</p> <p>④施設や教育等担当者を対象とした感染症対策研修会の開催</p> <p>(2) 特定感染症予防対策事業 17,769 千円</p> <p>①性感染症、エイズ、ウイルス性肝炎（B 型・C 型）、ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型に関する相談及び検査の実施</p> <p>②先天性風しん症候群予防に係る風しん抗体検査事業の実施</p> <p>③追加的風しん対策に係る風しん抗体検査事業の実施</p>

風しんの予防接種の機会を与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に抗体検査を行う。

令和元年度から事業開始し、令和3年度末で事業完了の予定であったが、全国的な目標未達のため3か年延長された。令和6年度も、抗体検査未受検者を対象にクーポン券を送付する予定。なお、大津市の抗体検査受検率は40%を超えており、全国的には高い水準にある。

令和5年度対象者 25,722人

受検者 790人（令和5年4月～令和6年2月）

令和6年度対象者 24,912人

(3) 結核予防対策事業 11,588千円

患者に対する服薬及び療養支援や接触者に対する健診を実施

令和5年新登録患者数 34人（令和5年1月～12月）

総結核登録者数 63人（令和5年12月末現在）

(4) 感染症医療療養事業 10,419千円

感染症法第37条及び第37条の2の規定に基づく医療費を負担することによる患者の適切な治療の支援

令和5年度実績

法第37条（入院）医療費 結核医療 11件

新型コロナウイルス感染症 535件

法第37条の2（通院）医療費 結核医療 11件

2 予防接種事業

(1) 定期予防接種（ワクチン代、委託料） 818,171千円

①五種混合（令和6年度から開始）

②二種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん、日本脳炎、四種混合、ヒブ、水痘、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、ロタ、B型肝炎、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ

(2) 風しん任意予防接種に係る費用助成 1,182 千円
先天性風しん症候群予防に係る風しん予防接種費用の助成を実施。(風しん抗体価が低い方に対し、任意接種費用の半額を助成 上限 5,000 円)
令和 5 年度助成実績 252 人

(3) 追加的風しん対策に係る予防接種 4,188 千円
追加的風しん対策に係る風しん抗体検査の結果にて十分な量の抗体があることが判明した方を除いて、風しんの定期接種を行う。
令和 5 年度接種者 161 人 (令和 5 年 4 月～令和 6 年 2 月)

(4) 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成 935 千円
造血幹細胞移植により、定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意でワクチンを再接種した方に費用の助成を行う。
令和 5 年度申請実績 5 人

(5) 予防接種後健康被害救済制度申請受付 44,972 千円
予防接種の副反応による健康被害が生じ、予防接種による健康被害の可能性が否定できないと厚生労働大臣が認定したときは、給付を行う。
令和 5 年度 申請受付 9 人 (新型コロナウイルスワクチンのみ)
給付対象者 10 人 (内 1 人は、令和 4 年度認定の子宮頸がん予防ワクチン)

	<p>3 難病支援対策事業</p> <p>(1) 難病患者地域支援対策推進事業 659 千円 難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、訪問相談事業、研修事業、災害対策支援の実施</p> <p>(2) 特定医療費（指定難病）支給認定事業 45 千円 厚生労働省が指定する難病の治療に要した特定医療費の支給認定申請の受付事務を県より受託して実施</p> <p>4 精神保健福祉事業 3,424 千円</p> <p>(1) 精神保健相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般精神、思春期・ひきこもり、依存症、高齢者相談について、専門医師、臨床心理士及び保健師により、医療や在宅療養に関する相談・支援の実施 ②精神障害者の退院後支援体制の整備 ③精神障害者や精神保健に関する課題を抱える方への早期介入・支援事業の実施 ④精神科救急医療相談 <p>(2) 家族支援 家族教室・交流会、家族会支援の実施</p> <p>(3) 自殺対策強化事業 自殺対策連絡協議会の開催、自殺予防に向けた市民啓発と相談機関職員等への相談対応研修、大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業の実施</p>
--	--

	<p>5 健康被害対策事業 11 千円</p> <p>(1) 被爆者対策事業 医療費の給付、各種手当の申請窓口事務、健康診断の実施(検診費用負担を除く)。また、原爆二世に対する検診の案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を県より受託して実施</p> <p>(2) アスベスト対策事業 救済給付の受付事務を独立行政法人環境再生保全機構から受託して実施</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 新型コロナウイルスワクチンの定期接種化について 令和6年度より、高齢者を対象とした秋冬、年1回の定期接種となることから、今秋から接種実施予定</p> <p>2 令和6年度で終了予定の事業について</p> <p>(1) 追加的風しん対策に係る抗体検査及び予防接種費用の助成 対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性</p> <p>(2) 子宮頸がん予防ワクチンの積極的接種勧奨が控えられていた期間に機会を逃した方に対する予防接種 対象者：平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性</p>

【健康推進課】

1 課の事務概要

管理係

- (1) 健康増進に係る事業の総括管理に関する事。
- (2) 総合保健センターの施設の維持管理に関する事。
- (3) 総合保健システムに関する事。
- (4) 公印の保管に関する事。
- (5) 課の一般庶務に関する事。

健康支援係

- (1) 健康増進（がん検診に関するものを除く。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関する事。
- (2) 健康増進思想の普及及び啓発に関する事。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- (4) 国民健康保険の保健事業に関する事。
- (5) 生活習慣病等の疾病対策に関する事。
- (6) 健康教育及び健康相談（乳幼児に関するものを除く。）に関する事。
- (7) 各種の健康診査及び検診（乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健診並びにがん検診を除く。）に関する事。
- (8) 健康増進法（平成14年度法律第103号）に基づく受動喫煙対策の推進に関する事。
- (9) 歯科保健（乳幼児に関するものを除く）に関する事。
- (10) 食育の推進及び普及に関する事。
- (11) 健康推進関係団体への支援に関する事。

がん対策推進係

- (1) 健康増進（がん検診に関するものに限る。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関する事。
- (2) がん対策の普及及び啓発に関する事。
- (3) がん検診に関する事。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	1 現行の天津市がん対策推進基本計画（平成 29 年度から令和 6 年度まで）の進捗評価及び次期計画の策定に向けた現状と課題の把握のため、市民・事業所を対象としたがん対策に関する意識調査を実施した。
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 総合保健センター運営事業 35,856千円 (1) すこやかで生き生きと健康に暮らせるまちづくりを推進するための拠点である総合保健センターの施設の維持管理</p> <p>2 健康増進事業 健康診査、健康教育、健康相談等保健事業の実施及び条例に基づいたがん対策の推進</p> <p>(1) 健康教育相談事業 234千円 健康増進法等に基づく、健康教育、健康相談、訪問指導等の実施</p> <p>(2) 健康推進事業 1,684千円 健康推進員養成講座や健康推進員研修の実施</p> <p>(3) 基本健康診査事業 2,921千円 医療保険に加入していない生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査の実施</p> <p>(4) 歯科保健推進事業 7,161千円 年度年齢30歳、35歳、40歳、45歳及び妊婦を対象とした歯周病検診の実施 妊婦の歯周病検診を令和5年度より無料化</p>

	<p>(5) 肝炎ウイルス検診事業 10,990千円 年度年齢40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していない市民を対象とした検診の実施</p> <p>(6) 後期高齢者健康診査事業 101,897千円 滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診査の実施 令和6年度から健康診査の対象者を拡大</p> <p>(7) 受動喫煙防止対策事業 784千円 改正健康増進法による受動喫煙防止の趣旨が理解されるよう市民及び事業所に対して周知啓発を行う。また、義務違反行為等の通報があった事業者に対して講ずべき措置等の指導を実施する。</p> <p>(8) がん対策推進事業 11,460千円 ①大津市がん対策推進会議の開催及び大津市がん対策推進基本計画の進捗管理 ②第2期大津市がん対策推進基本計画の策定 ③アピアランスサポート事業（医療用ウィッグ費用助成）の実施</p> <p>3 がん検診推進事業</p> <p>(1) 各種がん検診・胃がんリスク検診事業 277,096千円 健康増進法に基づく対策型検診（胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん結核）及び胃がんリスク検診の実施</p>
--	---

	<p>(2) がん検診推進事業 13,944千円</p> <p>①がん検診受診率向上を目的とした無料クーポン券や受診券や受診案内等による個別勧奨の実施</p> <p>②大津市がんについて考える日の関連事業であるTACキャンペーン及び市民フォーラム等の実施</p> <p>4 国民健康保険保健事業【国民健康保険事業特別会計】</p> <p>(1) 特定健康診査・特定保健指導 223,499千円 第4期大津市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づいた特定健康診査及び特定保健指導の実施</p> <p>(2) 第3期大津市国民健康保険保健事業実施計画の推進 60,453千円 当該実施計画に基づき、生活習慣病重症化予防対策や糖尿病性腎臓病重症化予防対策などの保健事業の実施</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>1 第2期大津市がん対策推進基本計画（令和6年12月実施予定）</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>

<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 後期高齢者健康診査の対象者の拡大について 令和6年度から「生活習慣病などにより医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方や、要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方」を対象に含める。</p> <p>2 第2期大津市がん推進基本計画の策定について 大津市がん対策推進基本計画については令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、令和5年度に実施した市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、令和7年度から令和12年度までを計画期間とする第2期大津市がん対策推進基本計画を策定する。</p>
-----------------------------	--

【母子保健課】

1 課の事務概要

管理助成係

- (1) 母子保健に係る施策の調整に関すること。
- (2) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に係る医療費の支給及び指定医療機関等の指定に関すること。
- (3) 課の一般庶務に関すること。

乳幼児保健係

- (1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）の実施に関すること。
- (3) 乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。

母子保健係

- (1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）の実施に関すること。
- (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること（管理助成係の分掌事務に属するものを除く。）。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 母性保健対策事業</p> <p>母性保健の充実・強化を図るため、妊婦健康診査、母性保健、産後うつ対策及び不育症治療費助成等事業の実施</p> <p>(1) 妊婦健康診査事業 327,084 千円</p> <p>母体や胎児の健康保持及び妊婦の経済的負担の軽減を目的とした妊婦健康診査の実施</p> <p>①令和6年度から妊婦健康診査の無料化</p> <p>②令和6年度から産婦健康診査の費用助成</p> <p>(2) 母性保健事業 6,502 千円</p> <p>保健・福祉・医療・教育等の関係機関との連携を図りながら、思春期から妊娠期までの各種教室・教育の実施</p> <p>①女性の健康相談、不妊・不育症相談の実施</p> <p>②多胎児育児の保護者への精神的・身体的負担軽減のため、ヘルパー等の派遣</p> <p>③妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添ったさまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」（子ども家庭課）の一体実施</p> <p>④若い世代から性や健康に関する正しい知識の普及を図り、教育委員会と連携した健康管理を促すプレコンセプションケアや生活習慣病の予防対策の取組の実施</p>

	<p>(3) 産後うつ対策事業 4,567 千円 新生児訪問時に産後うつスクリーニングを実施し、必要に応じて保健スタッフによる継続支援の実施 ①母子健康手帳交付時に産後うつに関する情報提供及び予防啓発の実施 ②産後ケア事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）の実施</p> <p>(4) 不育症治療費助成事業 436 千円 不育症治療及び検査に要した費用の一部助成</p> <p>2 小児保健対策事業 小児保健の充実・強化を図るための乳幼児健康診査、未熟児養育医療給付及び小児慢性特定疾病対策等事業の実施</p> <p>(1) 乳幼児健康診査事業 29,572千円 安心して子育てができるよう乳幼児健康診査の充実など、各種健康診査事業の実施 ①令和6年度から幼児健康診査における虫菌予防措置（フッ化物塗布）の無料化</p> <p>(2) 未熟児養育医療給付事業 24,948千円 母子保健法に基づき、医療を必要とする未熟児に対して必要な医療費給付の実施</p> <p>(3) 小児慢性特定疾病対策事業 120,000千円 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の治療に関する医療費支給の実施</p>
--	---

	<p>3 健康増進対策事業</p> <p>(1) 食育推進事業 574千円</p> <p>「健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画」に基づき市民が食育に関心を持ち、地域の中で積極的に食育の取組を行うことができる事業の推進</p> <p>①離乳食教室の実施</p> <p>②令和6年度から小児肥満予防個別相談会を幼児栄養個別相談へ変更し、肥満以外の偏食等も含む幅広い内容で実施</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>1 妊婦健康診査について</p> <p>経済的負担を軽減し、健やかに安心して出産や子育てができることを目的に、令和6年度から、基本健康診査の1回当たり上限額を5,000円（14回（多胎妊娠の方は19回））へ増額し、併せて、受診券の補助上限額を超える費用や14回（多胎妊娠の方は19回）を超えた基本健診費用を助成する。</p> <p>2 産婦健康診査（産後2週間及び産後1か月の受診分）について</p> <p>経済的負担を軽減し、健やかに安心して出産や子育てができることを目的に、令和6年度から1回当たり上限5,000円を助成する。</p> <p>3 幼児健康診査で実施している虫歯予防措置（フッ化物塗布）について</p> <p>生涯にわたる切れ目ない口腔ケアの推進を目指し、令和6年度から費用（400円）を無料化する。</p>

【子ども発達相談センター】

1 課の事務概要

- (1) 発達に係る相談及び助言に関すること。
- (2) 発達に係る診察及び検査に関すること。
- (3) 発達障害児等の福祉に係る研修会等の開催その他の啓発に関すること。
- (4) 発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 発達障害児等の早期発見、早期対応、支援施策の企画に関すること。

項 目	内 容
2 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの	特になし
3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの	<p>1 子ども発達相談事業 8,057 千円</p> <p>3歳6か月児健診後の幼児から中学生までの発達等にかかる相談を多職種で実施し、校園等と連携して幼児から学齢期まで切れ目ない支援を行い、子どもの健全な育成とよりよい親子関係をめざす。オンライン相談にも対応している。</p> <p>(1) 発達相談・発達検査 発達相談員が必要に応じて検査を行い、発達の理解が深まるように説明、助言する。</p> <p>(2) 専門医による相談 子どもの心や発達の専門医が診察し、支援や治療の方向性を助言する。</p>

	<p>(3) 関係機関との連携 元教諭や保育士が校園等と連携し、必要に応じて観察訪問も行い、支援の方向性を協議する。</p> <p>(4) 保護者支援 保健師、家庭相談員が保護者の個別相談や、グループ学習会を実施する。</p> <p>(5) その他 関係機関職員を対象とした研修、市民向けの講演会の実施、ホームページやリーフレット配布による周知啓発</p>
<p>4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画</p>	<p>特になし</p>
<p>5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>
<p>6 その他、特に報告すべきと思われるもの</p>	<p>特になし</p>